

栄えあるご受章おめでとうございます

令和元年春の叙勲・褒章、第55回県民功労者表彰について、
当中央会関係者では、次の方々が受章されました。（順不同・敬称略）

◆春の叙勲・褒章

小倉 武俊	協同組合垂細垂の橋	理事長	瑞宝小綬章
伊藤 忠	鈴鹿製墨協同組合	理事長	黄綬褒章

◆第55回県民功労者表彰

小笠原 まき子	三重県屋外広告美術協同組合	前理事長
小林 長久	三重県商工会議所連合会	前会長



県民功労者表彰式

～貴社の「人財」育成に中小企業大学校瀬戸校をご活用ください～



中小企業大学校瀬戸校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が設置運営する中小企業のための専門的な研修機関です。

研修は「講義」→「演習」→「自社課題研究」というステップアップ型のカリキュラムを中心に構成されており、初めて参加する方でもスムーズに受講できるとともに、研修成果を自社の課題解決に結びつけることができる実践的な内容となっています。

また、宿泊施設も有しており、日々の業務から少し離れて異業種の方々と触れ合うことで、新たなヒューマンネットワークを形成する一助としていただいています。

貴社の「人財」育成のために、ぜひ中小企業大学校瀬戸校をご活用ください！

【お問い合わせ】 中小企業大学校 瀬戸校

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地 電話：0561-48-3401

※今年度実施する研修一覧や、施設についてご案内しています。

瀬戸校

検索



労働局からのお知らせ

パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！

～セクシュアルハラスメント等の防止対策も強化されます～

改正ポイント1 パワーハラスメント対策の法制化
～労働施策総合推進法の改正～

改正ポイント2 セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上
～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

施行時期 公布後1年以内の政令で定める日
※改正法は令和元年6月5日に公布
※パワーハラスメントの措置義務については、中小企業は、公布後3年以内の政令で定める日までの間は、努力義務となります。

○職場のパワーハラスメントの定義や事業主が講ずべき措置の具体的内容等については、今後指針において示す予定です。

○雇用管理上の措置の具体的内容（現行のセクハラ防止の措置義務の内容を踏まえて今後検討）

- ▶ 事業主によるパワハラ防止の社内方針の明確化と周知・啓発
- ▶ 苦情などに対する相談体制の整備
- ▶ 被害を受けた労働者へのケアや再発防止 等

お問い合わせ先

三重労働局 雇用環境・均等室 059-226-2318